

| | | | | |
|--|-------|-----------------|-----|---------|
| 特許権 | 判決年月日 | 令和3年2月17日 | 担当部 | 知財高裁第1部 |
| | 事件番号 | 令和2年(行ケ)第10011号 | | |
| ○ 発明の名称を「カテーテル組立体」とする発明について、その進歩性を否定した審決には、一致点の認定の誤り及び相違点の看過があるとされた事例。 | | | | |

(事件類型) 審決(拒絶・不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2015-242055号

(決定) 不服2018-6969号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「カテーテル組立体」とする本件発明についての原告による特許出願(特願2015-242055号。本願)について拒絶査定を受けた原告が、拒絶査定不服審判を請求し、特許庁が、本件発明は、引用発明及び引用文献3に記載された事項及び周知の事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるなどとして、請求不成立の審決をしたため、原告がその取消しを求める事案である。

2 原告は、取消事由として、本願発明の進歩性の判断の誤りを主張し、本判決は、一致点の認定の誤り及び相違点の看過について、以下のとおり判示して本件審決を取り消した。

(1) 本件審決は、引用文献1には、「i 隔壁の遠位部は、針が引き出された場合に密閉されて流体がその中空部を介してカテーテル・アダプタの近位端へ流入し又はカテーテル・アダプタの近位端から流出するのを阻止するとともに、該流入及び流出を可能とするように開口可能なスリットを有している。」との技術的事項が記載されていると認定した。

しかるところ、引用文献1には、「本発明の一体型低抵抗隔壁は、保管及び使用中に針の周りにシールを提供し、その後、針が引き出された場合に密閉されるように隔壁アセンブリ内に設けられている。この隔壁アセンブリは、隔壁ハウジング、及びその中に設けられた一体型隔壁を備えている。隔壁は、遠位部及び近接部、キャビティ、及び長手軸を有する。キャビティは、隔壁の近接部を通して完全に延びており、隔壁は、近接部の外径から離れて外向きに延びる少なくとも1つのフレア状領域を備えている。この隔壁が隔壁ハウジング内に挿入されると、フレア状領域が圧縮されて、近接部を通して延びるキャビティの部分が閉じ、キャビティの近接端にシールが提供される。」、「カテーテル22の近接端は、カテーテル・アダプタ24の近接端からの流体の漏れを防ぐために、本発明による一体型低抵抗隔壁10を備えている。」、「図23～25は、カテーテル及びントロデューサアセンブリ420の部分展開斜視図で最初に隔離し、その後断面で示した、本発明のさらに別の一体型低抵抗隔壁410の一連の図である。」、「隔壁410は、近接部450、遠位部460、及びキャビティ部470を備えている。遠位部460は、上で論じ

た本発明の隔壁410の他の実施形態のものと似ており、そこを通るイントロデューサ針（図示せず）の挿入を簡単にするようにスリット462を備えることができる。」との記載がある。

上記記載から、引用文献1には、隔壁アセンブリに設けられた隔壁410は、カテーテル・アダプタ24の近接端からの流体の漏れを防ぐために設けられたものであること、隔壁410の遠位部460には、そこを通るイントロデューサ針の挿入を簡単にするように、スリット462を備えることができることを理解できる。

そして、図26には、隔壁410の遠位部460に、厚み方向の略中央付近に、その近接端から遠位端まで長手軸方向に設けられたスリット462が図示されている。

一方で、引用文献1には、スリット462が流体の「流入及び流出を可能とするように開口可能」であることについての記載はない。

また、図26記載のスリット462の形状に照らすと、図26から、スリット462が流体の「流入及び流出を可能とするように開口可能」であることを直ちに看取することはできない。

さらに、引用文献1の記載全体（図面を含む。）をみても、スリット462が流体の「流入及び流出を可能とするように開口可能」な構成であることをうかがわせる記載はない。

(2) かえって、引用文献1の隔壁に関する記載から、引用文献1記載の隔壁は、針の保管及び使用中に針の周りにシールを提供し、患者内への挿入後にアセンブリ20からの流体の漏れを防ぐように働き、針が患者から引き出された場合に密閉されるように隔壁アセンブリ内に設けられてことを理解できる。また、引用文献1の「スリット」に関する記載から、隔壁の遠位部に備えたスリットは、隔壁の遠位部を通るイントロデューサ針の位置決めをし、その挿入を簡単にするために設けられたものであることを理解できる。

さらに、図1、23、25ないし27から、延長チューブの遠位端が、カテーテル・アダプタの近位端と遠位端との間で、かつ、隔壁の遠位部の遠位端よりも更に遠位側に開口した中空部分に接続していることを看取できるから、引用文献1記載のカテーテル及びイントロデューサ針アセンブリにおいては、患者への流体の注入及び患者の循環系からの流体の除去は、延長チューブを通じてカテーテル・アダプタの上記中空部分を介して行うものであることを理解できる。

(3) 以上によれば、引用文献1記載の隔壁は、針の保管及び使用中に針の周りにシールを提供し、針が引き出された場合に密閉されるように隔壁アセンブリ内に設けられたものであって、隔壁の遠位部に備えたスリットは、そこを通るイントロデューサ針の挿入を簡単にするために設けられたものであるから、隔壁の遠位部は、流体の「該流入及び流出を可能とするように開口可能なスリットを有して」と認めるとはできない。

そうすると、引用文献1記載の「隔壁」の遠位部は、本願発明の「前記第2弁部材は、二方弁であり、流体が、前記カテーテルハブの前記内室を通して近位方向及び遠位方向の両方向に流れることが可能となるように開口可能である」との構成（本件構成）に相当す

るものといえず，引用文献1記載のカテーテル及びイントロデューサ針アセンブリは，本件構成を有しない点で本願発明と相違するから，この点において，本件審決には，一致点の認定の誤り及び相違点の看過があるものと認められる。